

公立大学法人評価委員会について

1 評価委員会とは

評価委員会は、公立大学法人を設立する市が法人の業務の実績に関する評価を客観的かつ中立公正に行うために、市長の附属機関として設置する委員会である。（地方独立行政法人法第 11 条）

2 評価委員会の所掌事務

（1）業務の実績に関する評価

- ・各事業年度に係る業務の実績に関する評価
- ・中期目標期間における業務の実績に関する評価
- ・法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善勧告
- ・法人に対する評価結果、勧告の市長への報告及び公表 など

（2）市長に対する意見

- ・市長が中期目標を作成及び変更する際の意見
- ・法人が作成した中期計画を市長が認可する際の意見
- ・法人が作成した業務方法書を市長が認可する際の意見
- ・法人から提出された財務諸表を市長が承認する際の意見

3 評価委員会の概要

（1）委員会の組織

委員会は 5 人以内で組織し、委員は経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

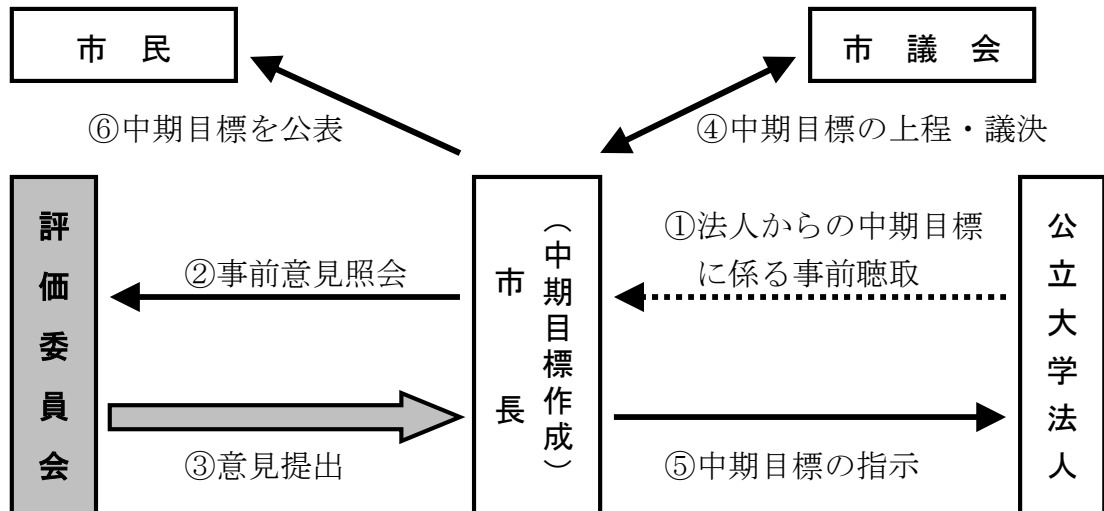
（2）委員の任期

委員の任期は 2 年間で、再任することができる。

各種手続きの流れについて

1 中期目標の作成

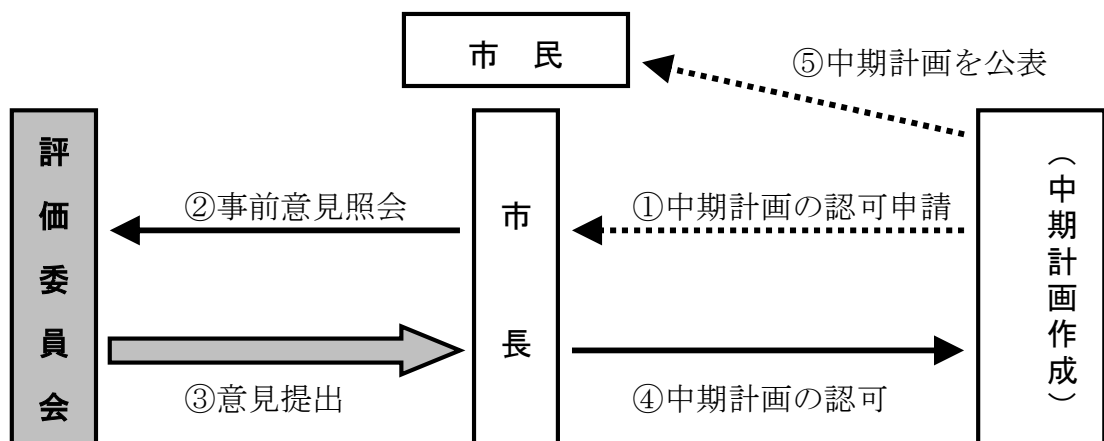
中期目標とは、公立大学法人が達成すべき6年間の業務運営について、市長が定める目標であり、定める際には、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、市議会の議決を経なければならない。



2 中期計画の認可

中期計画とは、公立大学法人が市長から指示された中期目標を達成するために定める具体的計画であり、定める際には、市長の認可を受けなければならない。

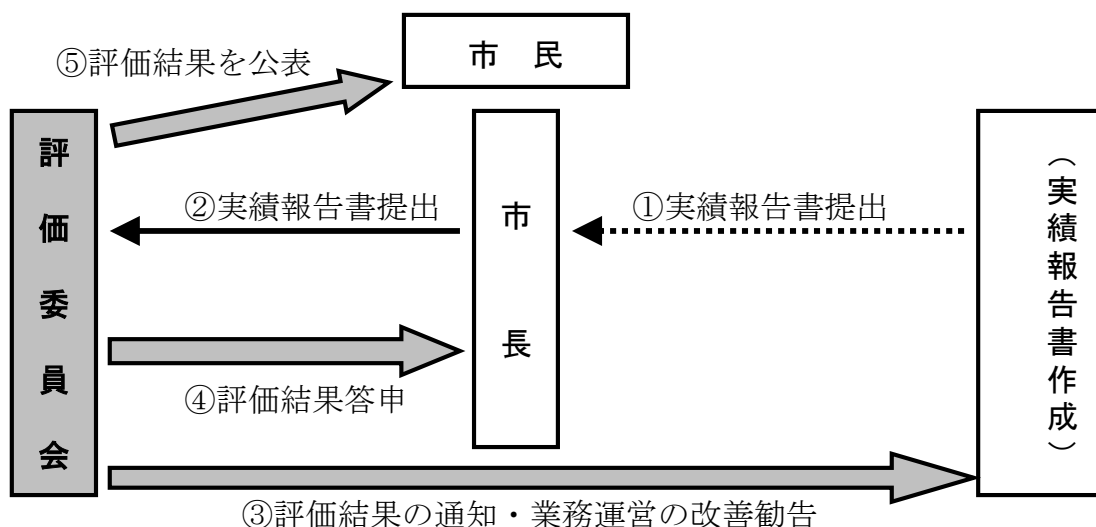
また市長は、認可する際に評価委員会の意見を聴かなければならない。



3 中期目標、各事業年度の業務実績の評価

評価委員会は、中期目標期間における業務の実績に関する評価及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行い、評価結果を公立大学法人に通知するとともに市長に答申する。

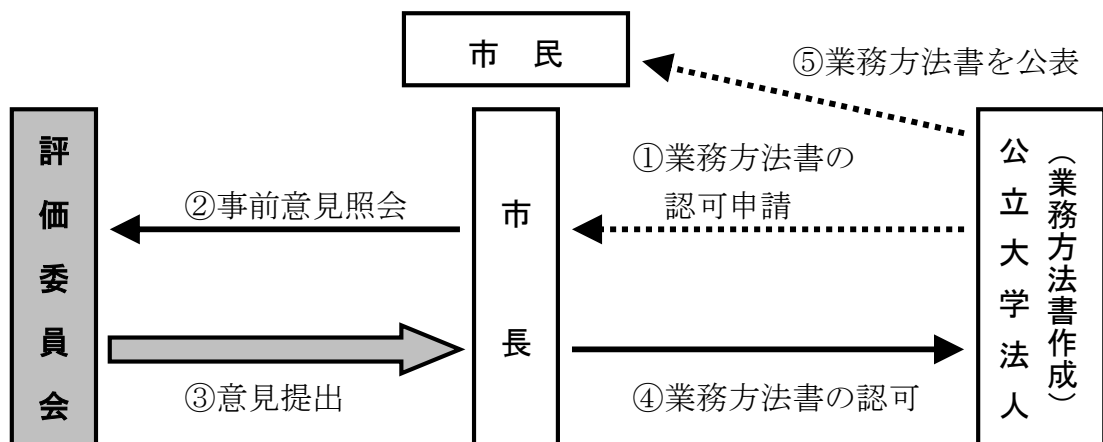
また、必要に応じ、公立大学法人に対し、業務運営の改善勧告をすることができる。



4 業務方法書の認可

業務方法書とは、公立大学法人が業務運営の方針など具体的な業務の要領を定めるものであり、定める際には、市長の認可を受けなければならない。

また市長は、認可する際に評価委員会の意見を聴かなければならない。



5 役員報酬などの支給基準に対する意見の申し出

評価委員会は、公立大学法人が定める役員報酬などの支給基準について、社会一般の情勢に適合したものであるかどうか、市長に対して意見を申し出ることができる。

